

当別町地域防災計画

【概要版】



地域防災計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

【一般災害対策編】

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 当別町の地勢と概要・・・・・・・・・・3

第3章 防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第4章 災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・8

第5章 災害応急対策計画・・・・・・・・・・11

第6章 事故災害対策計画・・・・・・・・・・13

第7章 災害復旧・被災者援護計画・・・・・・・・14

【地震災害対策編】

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

地域防災計画とは

1 計画の目的

当別町地域防災計画(以下「地域防災計画」といいます。)は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、当別町防災会議が作成するものです。当別町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

災害対策基本法第42条(抜粋)

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 計画の構成と内容

地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編と資料編によって構成されます。

項目		内容
一般災害対策編	1 総則	計画の目的、防災関係機関、町民、事業所の役割
	2 当別町の地勢と災害の概要	町の自然条件、災害の想定
	3 防災体制	防災会議、災害対策本部体制、気象警報等の概要
	4 災害予防計画	災害発生又は拡大を未然に防止するための計画
	5 災害応急対策計画	災害の発生を防御又は応急救助等、災害の拡大を防止するための計画
	6 事故災害対策計画	自然災害以外の大規模な事故の対策に関する計画
	7 災害復旧・被災者援護計画	公共施設の復旧や被災者の生活再建に関する計画
地震災害対策編	1 総則(災害想定)	想定地震の概要と被害想定
	2 地震に強いまちづくり	地震に関する防災知識の普及啓発や火災予防、建物災害予防等に関する計画
	3 災害応急対策計画	地震情報の収集・伝達、火災等の対策に関する計画
	4 災害復旧・被災者援護計画	迅速な復旧復興、被災者等の生活再建に関する計画

【一般災害対策編】

第1章 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるよう、必要な措置を講ずるものとします。

消防機関 救急活動の対応、災害現場での救助活動	指定地方行政機関 リエゾン等の派遣	自衛隊 部隊等の派遣
北海道 総合的な調整	当別町 防災の統括と調整	北海道警察 治安維持や緊急交通路の確保
指定公共機関 電気・水道等のライフラインの確保	指定地方公共機関 応急支援	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 復旧の支援

町民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本理念です。平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には地震の安全を守るよう行動することが重要です。

町民は、避難方法や連絡手段を確認し、最低 3 日間、推奨 1 週間分の食料や飲料水、非常持出品を準備することが求められます。また、近隣との協力関係を築き、地域の災害リスクを把握し、防災訓練や研修会に積極的に参加することで防災知識や技術を習得することが重要です。さらには、自主防災組織を結成し、備蓄や訓練を進めるとともに、保険や共済などで生活再建に向けた準備をすることが必要です。情報リテラシーを向上させ、正確な情報の収集・発信に努めることも大切な責務です。

災害時には、地域の被災状況を把握し、負傷者や避難行動が困難な方を支援するとともに、初期消火などの応急対策に取り組む必要があります。避難所では町民自らが積極的に運営に関与し、防災機関の活動を支援することが求められます。また、不確実な情報がインターネット上で拡散されないよう注意し、冷静な行動を心がけることが重要です。

第2章 当別町の地勢と災害の概要

当別町の自然条件

町の気候は、北海道全体からみると温暖であるが、平均的に冬はやや寒く、夏はやや暑い準大陸性気候です。年間の平均気温は8.0℃で、年間降水量は平均700mm前後となっています。

最多風向は西風であり、手稲連山と樺戸山地に挟まれた平地に位置する町の冬季は、石狩湾からの季節風がともに吹き込んでくると、石狩湾低気圧による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習地帯で、過去10年間の年間平均降雪量は872cmとなっています。

なお、令和3年度においては近年まれにみる大雪となり、年間1,021cmの降雪量を記録しました。

災害の想定

町で発生する恐れのある災害は次のとおりです。

- (1) 暴風雨災害
- (2) 融雪出水災害
- (3) 雪害
- (4) 土砂災害
- (5) 地震災害

第3章 防災体制

当別町防災会議

当別町防災会議は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。

防災会議の組織

- 1 会長(町長)
- 2 指定地方行政機関
北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所
北海道開発局札幌開発建設部札幌北農業事務所篠津地域農業施設管理支所
北海道農政事務所札幌地域拠点総括農政推進官 北海道森林管理局石狩森林管理署総括事務管理官
- 3 自衛隊
陸上自衛隊北部方面隊滝川駐屯地第10即応機動隊 航空自衛隊当別分屯基地第45警戒隊
- 4 北海道
石狩振興局地域創生部危機対策室 石狩振興局保健環境部保健行政室
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 石狩振興局森林室
- 5 北海道警察
札幌方面北警察署
- 6 当別町(副町長)
- 7 当別町教育委員会(教育長)
- 8 石狩北部地区消防事務組合
当別消防署 当別消防団
- 9 指定公共機関
NTT東日本(株)北海道事業部災害対策室 北海道電力ネットワーク(株)札幌北ネットワークセンター

- 北海道旅客鉄道(株)
- 10 指定地方公共機関
江別医師会当別ブロック 当別土地改良区 篠津中央土地改良区
- 11 自主防災組織を構成する者又は学識経験者
当別町行政推進員連絡協議会
- 12 その他

当別町災害対策本部

町内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災活動の推進を図るために必要と町長が認めたときは、当別町災害対策本部を設置し、防災会議と綿密な連携のもとに災害予防や応急対策を実施します。

1 対策本部の設置基準等

(1) 対策本部の設置基準

- ア 大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- イ 災害・事故が発生し、その規模及び範囲から特にその対策を必要とするとき。
- ウ 本町に影響のある気象・地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その対策を必要とするとき。

(2) 対策本部の設置

ア 対策本部は、原則として本庁舎に設置します。ただし、本庁舎が被災した場合は、本部長判断により、次の代替施設に設置することとします。

- ① 石狩北部地区消防事務組合当別消防署
- ② 当別町総合体育館

(3) 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、災害応急対策及び予防対策に関すること。
- (ウ) 各対策部間の調整に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請の要否に関すること。
- (オ) 他の市町村に対する応援要請に関すること。
- (カ) 救助法適用申請の要否に関すること。
- (キ) 被害状況視察隊編成要否に関すること。
- (ク) 被災者に対する見舞い金品給付の決定に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関すること。

(4) 対策本部の配備体制

(ア) 対策本部の配備基準

種別	配備時期	配備内容	配備体制
第1非常配備	1 当別町に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他本部長が特に必要と認めたとき	情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	各班長等
第2非常配備	1 当別町に気象特別警報(暴風、暴風雪、大雨又は大雪)が発表され、災害が発生し、又は発	関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのま	各班長及び必要班員

	生するおそれがある場合 2 震度5弱の地震が発生したとき 3 大規模な停電が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき	ま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	
第3非常配備	1 広域にわたる災害で甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき 2 震度5強以上の地震が発生したとき	対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類や発表基準ならびに伝達方法は次のとおりです。

1 気象等に関する特別警報・警報の種類、発表基準

(1) 特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報）

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は、市町村単位で発表されます。

(2) 警報（大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報）

(3) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報です。

ア 洪水予報指定河川及び担当

水系名	河川名	担 当
石狩川	石狩川、当別川、篠津川、須部津川、豊平川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部

イ 種類（洪水警報、洪水注意報）レベル2～5まであり

ウ 観測地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位(m) 警戒レベル2相当	避難判断水位(m) 警戒レベル3相当	氾濫危険水位(m) 警戒レベル4相当
石狩川(下流)	納内	58.9	59.2	60.1
	橋本町	24.6	26.5	27.0
	奈井江大橋	15.8	19.7	20.0
	月形	12.3	15.3	15.6
	石狩大橋	5.1	7.8	8.1
	篠路	2.9	4.6	4.9

(4) 水位周知河川

水位周知河川についての水位情報の通知は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行います。

ア 水位周知指定河川及び担当

(ア) 国土交通大臣指定河川 当別川

(イ) 北海道知事指定河川 当別川

イ 水位周知河川の基準地点及び避難判断水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位(m) 警戒レベル2相当	避難判断水位(m) 警戒レベル3相当	氾濫危険水位(m) 警戒レベル4相当
当別川	当別川下	6.30	7.20	7.40
	樺戸	13.25	13.66	14.58

※各観測所の水位は国土交通省 HP「川の防災情報」で確認できます。

(洪水予報指定河川、水位周知河川共通)

(5) 水防警報(水防法第16条)

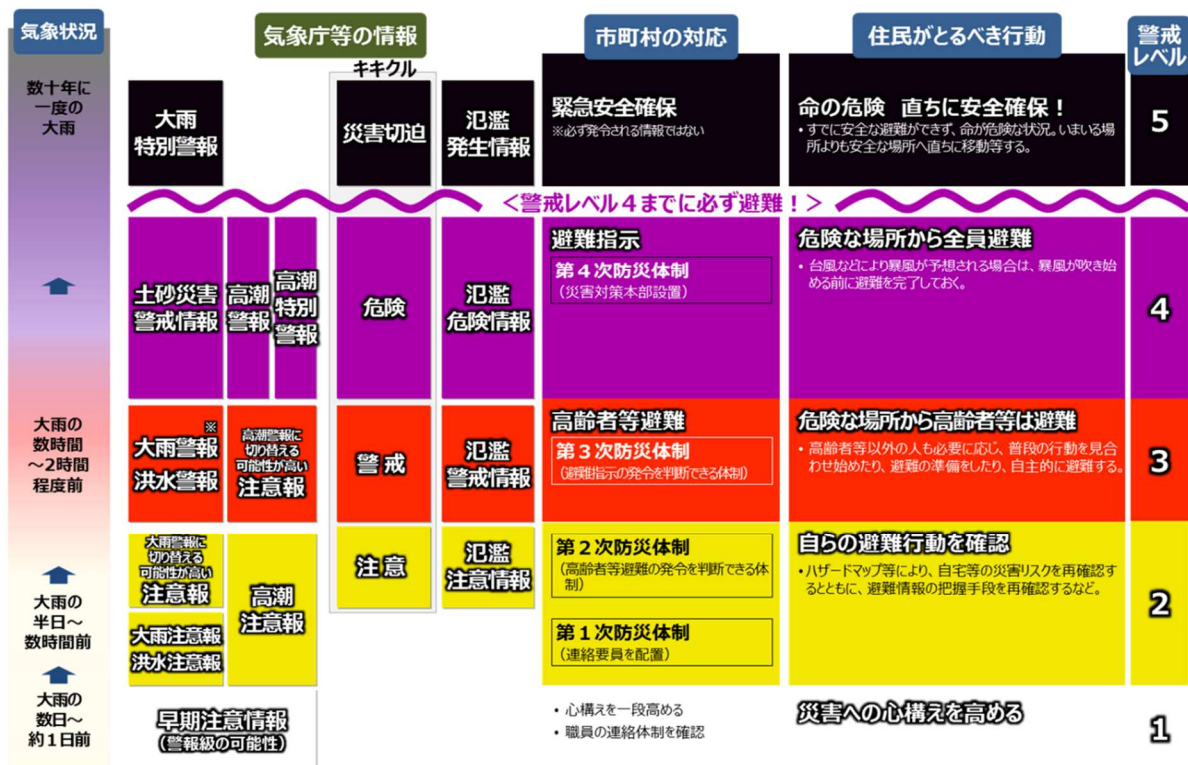
水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達方法は、水位周知指定河川と同様とします。

ア 水防警報指定河川及び担当

(ア) 国土交通大臣指定河川 石狩川、当別川、篠津川、須部都川、豊平川

(イ) 北海道知事指定河川 当別川

2 気象情報と警戒レベル



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

3 早期注意情報(警報級の可能性)

気象庁より、5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表されます。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表されます。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)

〇〇県南部の早期注意情報(警報級の可能性)

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日	4日					5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24					
大雨	[中]	—	—	—	—	—	—	—	[中]	—
暴風	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—	—
波浪	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—	—
高潮	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—	—

翌日まで
・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

2日先～5日先まで
・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

翌日まで
前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで
数日先の荒天について可能性を把握することができる！

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)・・・【警戒レベル1】
 *大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

気象庁ホームページより

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクル(危険度分布)の非常に危険(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表されます。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている状況です。

場所については、気象庁ホームページ内「キキクル」で確認することができます。

(1) キキクルの種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報の(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や町民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、石狩振興局と札幌管区气象台から共同で発表されます。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。(危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。)

第4章 災害予防計画

防災知識の普及

町は、防災知識の普及と災害予防の啓発を推進するため、様々な手段を活用します。

具体的には、町民が各種防災訓練に参加できる機会を広げるほか、ラジオやテレビ、インターネット、SNS といった情報媒体を活用して防災関連情報を提供します。また、新聞や広報誌、ビデオ等を活用し情報発信を強化するとともに、パンフレットやテキストの配布による知識提供を行います。さらに、広報車両を利用して地域内の普及活動を現場で進めるほか、防災イベント、研修会、講演会等を開催し、多角的に防災教育を展開します。

特に学校教育の場を積極的に活用することで、防災思想と知識を次世代に伝えます。

自主防災組織の育成等に関する計画

町は、災害発生の防止と被害の軽減を図るため、地域ごとの自主防災組織の整備と育成を推進します。

この組織は町民や事業所が中心となり、消防団と連携しながら初期消火活動や救出・救護活動、さらに要配慮者の避難誘導を円滑に実施できる協力体制の確立を目指します。自主防災組織の普及と効果的な運営を支援するため、町は啓発資料の作成、防災セミナーや出前講座の開催を行い、リーダーの育成に努めます。

これに加え、女性の積極的な参画を促進し、リーダー的役割を担える女性の育成にも努めます。また、自主防災組織は平常時から活動を行い、町民が防災知識を習得し、災害時に適切な行動が取れるよう備えます。

具体的には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練、救出・救護訓練、そして災害図上訓練(DIG)を実施し、地域住民が防災に必要な知識と技術を体得します。これらの訓練を通じて地域の災害対応力を強化し、町民一人ひとりが安全を確保できる防災体制を構築します。

物資の調達・確保及び防災資器材等の整備計画

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資器材の整備に努めるとともに、地域内備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量の把握に努めます。

1 防災資器材及び備蓄倉庫の整備

町は、災害時に必要とされる資器材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努めます。

備蓄場所		所在地
防災拠点	当別町役場防災倉庫	当別町白樺町58番地9
	当別町総合保健福祉センター防災倉庫	当別町西町32番地
	当別消防署	当別町錦町351番地
	太美町污水处理センター	当別町太美町1453番地7
指定避難所	当別町総合体育館	当別町白樺町2792番地
	旧当別小学校	当別町元町102番地
	とうべつ学園	当別町下川町125番地
	西当別コミュニティーセンター	当別町太美町22番地7
	西当別小学校	当別町太美町1481番地
	西当別中学校	当別町獅子内5134番地1
	北欧の風道の駅とうべつ	当別町当別太774番地11

避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくく、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、町民等、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。

町は、関係部局間の連携を図りながら、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成・更新し、電子媒体と紙媒体の両方で適切に管理することで、災害発生時にも要配慮者の安全確保が確実に行える体制を整備します。

1 要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地	施設種類
1	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町 1488 番地 19	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
2	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町 1488 番地 18	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
3	養護老人ホーム長寿園	太美町 1488 番地 274	養護老人ホーム
4	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ 2200 番地 1	介護老人保健施設・短期入所療養介護
5	有料老人ホームらくら当別	太美町 2343 番地 39	特定施設入居者生活介護

6	グループホームらくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型共同生活介護
7	パークアベニューとうべつ	西町 36 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
8	とうべつりっか	幸町 51 番地 31	サービス付き高齢者向け住宅
9	にわとこ	末広 5248 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
10	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生 2 番地 1	小規模多機能型居宅介護
11	愛里苑通所リハビリテーション	ビトエ 2200 番地 1	通所リハビリテーション
12	当別町デイサービスセンター	西町 32 番地 2	通所介護
13	勤医協当別デイサービスふきのとう	末広 118 番地 52	通所介護
14	ひまわり健康倶楽部	春日町 97 番地 1	通所介護
15	デイサービスセンターふくろうの森	幸町 51 番地 31	地域密着型通所介護
16	デイサービス らくらふとみ	太美町 2343 番地 39	地域密着型通所介護
17	デイサービスセンター結	太美町 1488 番地 274	地域密着型通所介護
18	共用型デイサービス らくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型通所介護（共用型）
19	生活介護事務所「によきによき」	弁華別 429 番地	生活介護
20	高岡アクティビティ	高岡 1813 番地 1	生活介護
21	短期入所施設 anemone	春日町 94 番地 22	短期入所
22	子ども発達支援センター	西町 32 番地 1	児童発達支援・放課後等デイサービス
23	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー「amaririsu」	六軒町 70 番地 18	児童発達支援・放課後等デイサービス
24	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所「グループホームつくし」	元町 493 番地 26	共同生活援助
25	清瀬マンション	春日町 94 番地 22	共同生活援助
26	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町 1488 番地 280	共同生活援助
27	Farm Agricola	弥生 52 番地 11	就労継続支援（A 型）
28	U-Garden	弥生 51 番地 38	就労継続支援（A 型）
29	当別町共生型コミュニティー農園「べこぺこのはたけ」	太美町 1481 番地 6	就労継続支援（B 型）
30	Largo	園生 54 番地 29	就労継続支援（B 型）
31	PAWROOM	太美町 1486 番地 24	就労継続支援（B 型）
32	当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	末広 2 番地 1	地域活動支援センター
33	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町 20 番地 1	認定こども園
34	認定こども園おとぎのくに	太美町 1480 番地 8	認定こども園
35	とうべつ学園	下川町 125 番地	義務教育学校
36	西当別小学校	太美町 1481 番地	小学校
37	西当別中学校	獅子内 5134 番地 1	中学校
38	当別子どもプレイハウス	下川町 125 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
39	西当別子どもプレイハウス	太美町 1481 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

第5章 災害応急対策計画

災害広報計画

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、町民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

避難対策計画

町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行います。

1 避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)

高齢者等(避難を完了させるのに時間を有する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。

高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇の恐れがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難すること望ましい。

(2) 避難指示(警戒レベル4)

危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。

(3) 緊急安全確保(警戒レベル5)

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

警戒レベル	町民等がとるべき行動	町民等に避難を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難

警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全が確保されるとは限らない。

2 指定避難所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所な安全性の確保に努めるものとする。

3 指定避難所の運営

- (1) 町は、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町における助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- (3) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

災害ボランティアとの連携計画

町、道、社会福祉協議会(以下「社協」)、防災関係機関等は、相互に協力し、災害発生時において被災地の具体的なニーズを把握し、それに対応したボランティアの受け入れ体制の確保に努めます。これにより、必要な支援が迅速かつ的確に行える環境を整備するとともに、ボランティアによる支援活動の調整を進めます。

また、ボランティア団体等は災害時に幅広い分野で活動を行い、被災地や被災者への支援を実施します。

第6章 事故災害対策計画

道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりです。

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及びその通信等は管理する機関により実施します

(2) 実施事項

(ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりです。

災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、各機関と連携しながら実施する。

(2) 実施事項

(ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

林野火災対策計画

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消火措置については、各機関と連携しながら実施する。

(1) 実施事項

(ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(エ) 町及び石狩振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

大規模停電対策計画

大規模停電災害により、町民等の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、次のとおりです。

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、各機関と連携しながら実施する。

(2) 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第7章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、被災者の生活や社会経済活動の早期回復をめざし、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図ります。

また、計画の作成にあたっては町民等の意見を十分聴取した上で、関係機関と調整を図ります。

災害復旧計画

1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川

イ 砂防設備

ウ 林地荒廃防止施設

エ 地すべり防止施設

オ 急傾斜地崩壊防止施設

カ 道路

キ 下水道

ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

被災者援護計画

- 1 罹災証明書の交付
- 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供
- 3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等(都道府県見舞金、災害対策交付金を含む)
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- (11) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

【地震災害対策編】

第1章 総則(災害想定)

地震被害想定

1 北海道における地震の想定

(1) 北海道東部地震

この地震はM8.25 と、規模が大きい地震を想定しており、当別町の想定震度は4となっている

(2) 日高中部地震

この地震はM7.25 であり、1982 年の浦河沖地震の再来を想定したもので、当別町の想定震度は4となっている。

(3) 石狩地震

この地震はM6.75 と規模は小さいが、震源に近い当別町は危険度が特に高く想定震度は6であり、今後北海道と協力して詳細な検討が必要である。

(4) 留萌沖地震

この地震はM7.0 で、かつ、震源が沖合いであるため、羽幌町から石狩市厚田区にかけての海岸沿いの地域が震度5以上で、当別町の想定震度は4である。

(5) 後志沖地震

この地震はM7.75 と大きい、はるか沖合いに震源を想定していることから、瀬棚町周辺の海岸沿いで震度が大きい、当別町の想定震度は4である。

2 活断層帯について

地震調査研究推進本部が発表しているもののうち、当別町周辺の活断層は次のとおりです。

(1) 石狩地東縁断層帯主部

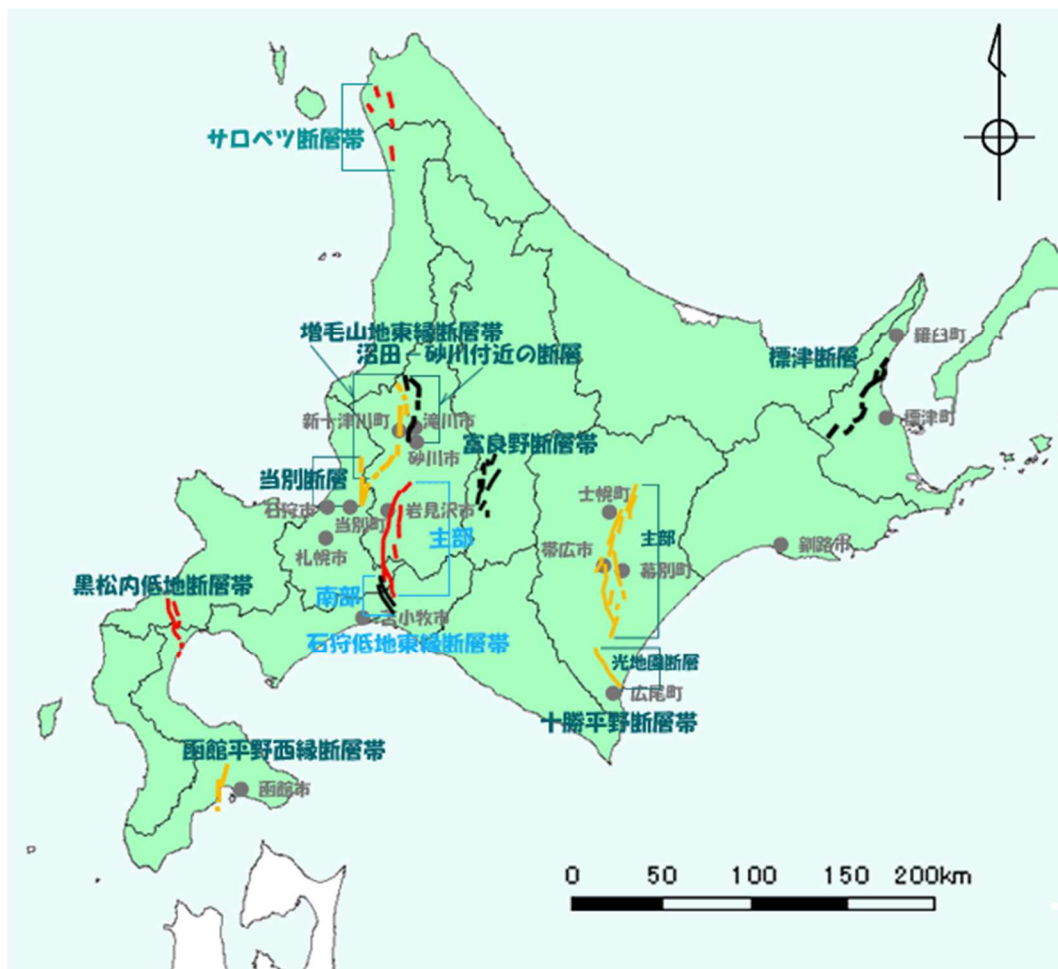
石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9 程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

(2) 当別断層

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大で2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

(3) 増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。



当別断層について

当別断層の概要は次のとおりです。

(1) 断層の位置及び形態

当別断層は、北海道石狩郡当別町二番川付近から同本中小屋付近にかけて、南北方向に延びている。長さが約20kmで、西側が東側に対して相対的に隆起する活断層である。

(2) 断層の過去の活動

当別断層の平均的な上下方向のずれの速度は、0.1－0.2m／千年程度で、最新の活動は約1万1千年以後、約2千2百年前以前にあった可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に1.5m程度隆起した可能性がある。

本断層の平均的な活動間隔は7千5百－1万5千年程度であった可能性がある。

(3) 断層の将来の活動

当別断層は、全体が一つの活動区間として活動した場合、M7.0 程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層の近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に1.5m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。本断層の将来の地震発生確率は、今後30年の間に発生する確率が0～2%と予測されており、国内の活断層の中でもその発生確率はやや高いグループに属している。



1 : 一番川南部地点 2 : 青山中央神社地点

● : 断層の北端と南端

活断層の位置は文献1に基づく。断層(b)については、その断層線を台地と平野の境界付近に認める見解があるので、参考までにその代表として文献5によるものを(b')として示した。

基図は国土地理院発行数値地図200000「留萌」「札幌」を使用。